

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
澤田ホールディングス株式会社
代表取締役社長 澤 田 秀 雄

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、お繰り合わせの上、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月28日（木曜日）午後5時までに到着しますようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月29日（金曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
新宿野村ビル48F
野村コンファレンスプラザ
（開催場所が前回株主総会と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えないようご注意ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第50期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第50期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

（お願い）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合には、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.sawada-holdings.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

本株主総会終了後、引き続き同会場において「株主懇談会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

第50期 事業報告

(自 平成18年4月1日)
(至 平成19年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の我が国経済は、企業収益の改善、設備投資の増加などを背景に景気は持続的に回復傾向にあり、個人消費も底堅い動きが見られました。株式市況におきましては日経平均株価は平成18年4月上旬に17,500円台に達しました。しかし平成18年5月には世界的な株安の影響、円高懸念による輸出関連銘柄の下落などもあり日経平均株価は下落に転じ、平成18年6月中旬には年初来安値の14,200円台を記録しました。その後、海外株式の反発や堅調な企業業績を背景に回復トレンドに乗り、平成19年2月には18,200円台まで上昇するに至りました。平成19年2月末には再び世界同時株安と円高に見舞われ16,600円台まで急落する局面がありました。各国の市況も落ち着きを取り戻すなか期末には17,200円台に回復いたしました。一方新興市場におきましては、ネット関連株の低迷・新興企業の業績修正などを受けて平成18年4月の水準を高値として下落傾向が続き、底値を探る展開となりました。これに伴い個人投資家の動きは総じて低調となり、委託売買代金も低水準となっております。

この様な状況のもと、当社グループの当連結会計年度の連結営業収益は152億60百万円（前期比35.4%減）、連結経常損失は68百万円、連結当期純損失は16億48百万円となりました。

なお、当連結会計年度におきましては、経営体質および今後の事業展開、内部留保の充実を図るために配当を見送らせていただくことといたします。

事業別のセグメントの状況は次のとおりです。

証券関連事業

(受入手数料)

当連結会計年度の受入手数料は、33億23百万円（同43.0%減）となりました。

委託手数料

当連結会計年度は、市況の低迷等により25億39百万円（同44.5%減）となりました。

引受・売出手数料

当連結会計年度の引受・売出手数料につきましては、4社の主幹事を含め1億79百万円（同38.3%減）となりました。

募集・売出しの手数料 当連結会計年度は、自社ファンドを中心に提供しましたが、募集・売出し手数料は1億33百万円(同38.4%減)となりました。

その他の受入手数料 当連結会計年度は投資顧問料等の減少により4億71百万円(同36.8%減)となりました。

(トレーディング損益)

株式契約ディーラーは収益を伸ばしておりますが所有株式の評価損により3億37百万円(同83.0%減)となりました。

(金融収支)

当連結会計年度の金融収益は信用取引の減少等もあり、10億36百万円(同10.3%減)となり、金融費用は4億1百万円(同0.5%減)となり、金融収支は6億34百万円(同15.5%減)となりました。

(販売費・一般管理費)

当連結会計年度はシステム関連費用の増加もありましたが、経費削減等をおこないまして販売費・一般管理費は50億82百万円(同5.3%減)となりました。

以上の結果、証券関連事業の営業収益は、46億95百万円(同47.7%減)、営業損失は、7億91百万円となりました。

銀行関連事業

ハーン銀行につきましては、都市部、農村部共に順調に融資が拡大した結果、営業収益は59億70百万円(前期比62.0%増)、営業利益は16億56百万円(同175.0%増)となりました。

商品先物関連事業

当連結会計年度の商品先物関連事業は、事業の再構築により営業収益は43億56百万円(前期比58.3%減)となり、27億58百万円の営業損失となりました。

その他事業

その他の事業等におきましては、各投資事業組合の成功・管理報酬等の減少により2億46百万円(同55.3%減)となり、4億18百万円の営業損失となりました。

2 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は13億89百万円であります。

部門別には、証券関連事業で1億59百万円、銀行関連事業で11億32百万円、商品先物関連事業で53百万円、その他事業で43百万円であります。

3 資金調達の状況

企業集団の設備投資資金は、自己資金もしくは銀行借入でまかないました。その他、特記すべき事項はございません。

4 対処すべき課題

当社グループは、金融業界の規制緩和による総合金融グループ化の流れ、個人資産の貯蓄から投資へのシフト等の時代の変化を的確に捉え、各種金融サービス事業の拡充、成長性の高い事業分野の強化を図っております。今後は、グループ各社のシナジー効果が十分に発揮され、お客様に対し総合的な金融サービスが提供できるように連携を強めるとともに、さらにグループ全体の統治と管理、コンプライアンス体制の強化に取り組んでいく所存であります。

5 吸収分割による他の法人への事業の承継の状況

平成19年4月1日に、当社の証券業、投資顧問業、金融先物取引業等を当社の完全子会社であるエイチ・エス証券株式会社に承継させました。

6 直前3事業年度の財産および損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

区 分	第47期	第48期	第49期	第50期
	(平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	(平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	(平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	(当連結会計年度) (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)
営 業 収 益	5,674	9,774	23,650	15,260
経常利益又は経常損失()	1,613	3,074	4,810	68
当期純利益又は純損失()	1,242	3,045	2,978	1,648
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	209円93銭	91円52銭	77円17銭	41円 3銭
総 資 産	55,257	89,284	160,051	130,694
純 資 産	2,768	16,217	29,149	31,423

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均の発行済株式数により算出しております。
2. 平成17年11月30日をもって、当社普通株式の公募新株式の発行により、発行済株式数が3,500,000株増加しております。
3. 第50期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第47期	第48期	第49期	第50期 (当期)
	(平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	(平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	(平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	(平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)
営 業 収 益	3,705	6,742	7,835	3,925
経常利益又は経常損失()	1,313	2,507	3,174	569
当期純利益又は純損失()	1,201	2,799	2,110	1,200
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	203円11銭	84円13銭	54円70銭	29円86銭
総 資 産	46,905	76,958	105,761	75,007
純 資 産	2,767	15,995	27,443	23,757

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均の発行済株式数により算出しております。
2. 平成17年11月30日をもって、当社普通株式の公募新株式の発行により、発行済株式数が3,500,000株増加しております。
3. 第50期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

7 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社及び関連会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
	百万円	%	
エイチ・エス証券 分割準備株式会社	100	100.0	証券業の準備
	百万円	%	
エイチ・エス 債権回収株式会社	500	100.0	債権管理回収業務
	百万円	%	
株式会社エイチ・エ スインベストメント	30	100.0	ベンチャーキャピタル業務
	千トウグルグ	%	
ハーン銀行 (Khan Bank LLC)	11,619,112	53.0 (53.0)	銀行業務
	百万円	%	
日本エムアンドエイマ ネジメント株式会社	79	50.0 (50)	会社の合併、営業譲渡、株式譲 渡及び企業提携斡旋等の業務
	百万円	%	
オリент貿易株式会社	1,210	70.6	商品先物取引業務
	百万円	%	
オリент証券株式会社	788	100.0 (100)	証券業務
	百万ドル	%	
オリントアセット マネジメントLLC	4	100.0 (100)	投資顧問業務
	百万円	%	
エイチ・エス損害保険 プランニング株式会社	1,000	76.0	損害保険業の準備
	百万円	%	
HIS - HS九州産交投資 事業有限責任組合	5,105	80.02 (0.1)	投資業務
	百万円	%	
HSI - VLOH投資事業組合	3,000	30.3 (0.3)	投資業務
	百万円	%	
JHKパートナーファンド	2,485	90.28 (0.04)	投資業務
	百万円	%	
HSIPO投資事業有限 責任組合	808	100 (1.0)	投資業務

(注) 議決権比率の()内は、間接議決権比率であります。

重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
九州産業交通ホールディングス株式会社	百万円 1,065	% 49.36	交通・旅客関連事業
株式会社外為どっとコム	百万円 765	% 36.07	外国為替取引業務

8 主要な事業内容

(1) 株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受・売出業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っており、その主な内容は、次のとおりであります。

委託売買業務

証券取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

引受・売出業務

株式の募集または売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

募集・売出しの取扱業務

株式の募集または売出しにつき、顧客に販売する業務

(2) 債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、企業等の発行する債券について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受業務、募集の取扱業務、私募の取扱い業務から成り立っております。

(3) 投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券および外国投資信託証券の募集の取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。

(4) 投資顧問業務

投資顧問業務は株式、債券、投資信託受益証券、証券先物商品等について、既存および見込顧客に対し、商品推奨と投資アドバイスをし、より幅広く充実したサービスを提供します。

(5) 証券先物取引業務

証券先物取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の委託取引業務ならびに自己取引業務から成り立っております。

(6) 銀行業務

預金業務、貸付業務

(7) 商品先物取引関連業務

商品先物取引業務

(8) その他事業

ベンチャーキャピタル業務、M & A 業務、投資信託業務、債権管理回収業務

9 主要な営業所の状況

(1) エイチ・エス証券株式会社

東京都	新宿本店、日本橋支店、新宿支店、渋谷支店、池袋支店、立石支店
埼玉県	飯能支店
神奈川県	横浜支店
愛知県	名古屋支店
大阪府	大阪支店
福岡県	福岡支店

(2) 主な国内子会社

株式会社エイチ・エスインベストメント 本店 東京都新宿区
オリエント貿易株式会社 本店 東京都新宿区 他支店13店舗

(3) 海外の子会社

ハーン銀行 (Khan Bank LLC)
本店 モンゴル国ウランバートル 他支店421店舗

10 使用人の状況（平成19年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

区 分	従業員数	前期末比増減（ ）
証 券 関 連 事 業	218名	6名
銀 行 関 連 事 業	2,681	381
商 品 先 物 関 連 事 業	360	330
そ の 他 事 業	37	16
合 計	3,296	61

(2) 当社の使用人の状況

使 用 人 数	全事業年度末費増減	平均年齢	平均勤続年数
194名	3名	34.9歳	5.5年

(注) 使用人数は、就業人員を記載しておりディーラー・外務員は含んでおりません。

11 主要な借入先

(1) 短期借入金

(単位：百万円)

借 入 先	借入金残高
金融機関借入	
東 京 証 券 信 用 組 合 行	600
り そ な 銀 行	500
証券金融借入	
大 阪 証 券 金 融	2,200
日 本 証 券 金 融	500

(2) 信用取引借入金

(単位：百万円)

借 入 先	借入金残高
貸 借 取 引 借 入 金	
(日 本 証 券 金 融)	20,440
(大 阪 証 券 金 融)	1,486

・ 会社の現況

1 発行可能株式総数	149,000,000株
2 発行済株式の総数（自己株式を含む）	40,953,500株
3 株 主 数	6,848名
4 大 株 主	

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	議決権比率
澤 田 秀 雄	10,628千株	26.67%
ゴールドマンサックスインターナショナル	8,493	21.31
ワールド・キャピタル株式会社	5,117	12.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,357	3.41
バンクオブニューヨークヨーロッパ リミテッドルクセンブルグ131800	1,117	2.80
エイチ・エス証券株式会社	1,105	
有限会社秀インター	1,100	2.76
ドイツェバンクアーゲーロンドン ビービーノトリティークライアーツ613	744	1.87
稲 井 田 安 史	650	1.63
エイアイユーインシュアランスカンパニー・ オーアルディー4プロド	600	1.51
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイ ロンドンエスエルオムニバスアカウント	400	1.00

(注) 議決権比率は自己株式(1,105,275株)を控除して計算しております。

・ 会社の新株予約権等に関する事項（平成19年3月31日現在）

1 当社役員が保有している新株予約権の状況

（平成17年6月24日開催の定時株主総会特別決議）

新株予約権の数 1,850個
 目的となる株式の種類及び数 普通株式 185,000株
 （新株予約権1個につき100株）
 新株予約権の発行価格 無償
 新株予約権の払込金額 2,342円
 権利行使期間 平成20年7月1日から平成25年6月30日
 当社役員の保有状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	30個	普通株式 3,000株	1名
合 計	30個	普通株式 3,000株	1名

2 当事業年度中の新株予約権交付の状況

該当事項はありません。

3 その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

・会社役員の状況

1 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
取締役社長（代表取締役）	澤 田 秀 雄	エイチ・エス証券分劃準備株式会社取締役社長（代表取締役）
専務取締役（代表取締役）	高 橋 健 三	
取 締 役	落 合 富 太 郎	市場調査室長（調査部門管掌）
取 締 役	三 嶋 義 明	管理本部長兼コンプライアンス部長兼事務統括部長兼内部管理統括責任者
取 締 役	中 西 貞 夫	営業統括本部長（営業統括本部管掌）
取 締 役	中井川 俊 一	株式会社パリュークリエーション代表取締役社長
取 締 役	澤 田 秀 太	経営企画室兼投資企画本部管掌
常 勤 監 査 役	櫻 井 幸 男	
監 査 役	松 川 辰 彦	
監 査 役	朝 日 純 一	弁護士
監 査 役	蛭 子 優	公認会計士

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

平成18年6月28日開催の第49回定時株主総会における異動

新任 取締役 三嶋義明 取締役 澤田秀太

平成19年2月23日開催の臨時株主総会における異動

新任 取締役 中西貞夫 取締役 中井川俊一

監査役 松川辰彦

取締役落合富太郎氏、中西貞夫氏は、平成19年3月31日付で取締役を退任しました。

2. 監査役のうち櫻井幸男氏・朝日純一氏・蛭子優氏は、社外監査役であります。

2 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	6名	47百万円
監 査 役	4	14
合 計	10	61

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 監査役4名のうち社外監査役3名14百万円。

3 社外役員に関する事項

(1) 他の会社の社外役員の兼任状況

監査役櫻井幸男氏はエイチ・エス証券分割準備株式会社の社外監査役であります。

監査役櫻井幸男氏はエイチ・エス債権回収株式会社の社外監査役であります。

監査役蛭子優氏は市光工業株式会社の社外監査役であります。

監査役蛭子優氏は21世紀アセットマネジメント株式会社の社外監査役であります。

(2) 当事業年度における主な活動状況

・取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
監査役	櫻井幸男	当期取締役会37回のうち36回に出席し、また当期開催の監査役会7回の全てに出席し、適宜発言を行っています。
監査役	朝日純一	当期取締役会37回のうち13回に出席し、また当期開催の監査役会7回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っています。
監査役	蛭子優	当期取締役会37回のうち12回に出席し、また当期開催の監査役会7回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っています。

・不正な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

櫻井幸男、朝日純一、蛭子優の3氏が社外監査役在任中に、当社において、証券取引法違反事件が発生いたしました。

社外監査役であった3氏は、同事件発生まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会において法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起しておりました。また、発生後においては、再発防止の必要性和会社姿勢の外部への開示等について意見表明を行いました。

・ 会計監査人に関する事項

1 名称 新日本監査法人

2 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る監査等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である内部統制システムの構築のための助言を受けており、対価を支払っております。

また、日本証券業協会理事会決議に基づく顧客資産の分別保管に係る検証業務を会計監査人に対して委託しており、対価を支払っております。

4 解任または不再任の決定の方針

取締役及び監査役は、会計監査人の再任の適否について毎期検証します。会計監査人が会社法や公認会計士法等の法規に違反または抵触した場合その他、当社が会計監査人の独立性、効率性、信頼性、監査に関する品質などにおいて適正ではないと判断した場合には、会社法の定めにより、会計監査人を解任又は不再任とします。

・ 業務の適正を確保するための体制

1 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

原則として月一回、または必要に応じて臨時に開催される取締役会において、取締役は相互の職務執行状況について、法令および定款への適合性を確認しております。また監査役は取締役会に出席すると共に、監査計画に基づいて取締役の職務執行状況を監査しております。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役がその職務権限に基づいて決裁した稟議書等の文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令や「文書取扱規則」、「稟議規則」等に基づき、定められた期間保存しております。また、取締役または監査役、会計監査人からの閲覧の要請があった場合に速やかに閲覧、謄写等が可能となる状態にて管理しております。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役および投資戦略部は、当社グループの事業に関わるリスクの把握および管理に努め、当該リスクの管理状況を適宜、取締役会に報告いたします。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする対策委員会を設置し、情報連絡チームや外部アドバイザーチーム等を組織し、迅速な対応により損害の拡大を抑えこれを最小限に止める体制を整備します。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則として月一回、および必要に応じて臨時に開催し、法定事項その他経営に関する重要事項について審議、決定し、業務執行状況の監督等を行いません。なお、取締役会への付議議案につきましては、取締役会規則において付議基準を定めております。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人への経営理念の浸透、定着に務めると共に、各種決裁制度、社内規程等を備え、コンプライアンスの周知徹底を図っております。また担当役員が、使用人の職務執行状況についての管理・監督をいたします。さらに、社内通報制度を導入し、法令違反の疑義のある行為を発見した場合に速やかに社内および社外に設置する窓口に通報・相談する制度を定めております。

6 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づいて関係会社を管理する体制を整備しております。また子会社の業務状況は、原則として月一回、担当役員により取締役会に報告することとし、必要に応じて関係会社の役員からヒアリングを行うこととしております。

主要な関係会社には取締役または監査役を派遣し、当該関係会社の取締役の職務執行状況を監視・監督するほか、当該関係会社の業務執行状況を監査するなどして、その業務の適正を確保できる体制を構築いたします。

7 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとします。

8 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役専任の使用人の人事およびその変更については、監査役の同意を要するものとします。

9 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、その他重要な意思決定会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受けるものとします。また、監査役は必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めるほか、重要な決議書類等の閲覧をすることができるものとしております。

10 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行ないます。この他、監査役は管理担当役員ならびに関係会社各社の監査役と情報交換に務め、会計監査人とは適宜面談を持ち、協議を重ねるなどして、連携して当社および関係会社各社の監査の実効性を確保するものとします。

. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	111,018	流動負債	96,436
現金・預金	14,074	信用取引負債	30,739
預託金	24,099	信用取引借入金	28,410
顧客分別金信託	24,066	信用取引貸証券受入金	2,328
その他の預託金	33	預り金	13,041
トレーディング商品	1,540	受入保証金	10,036
商品有価証券等	1,540	銀行業務における顧客預金	28,787
銀行業務有価証券	2,933	銀行業務における政府からの預金	1,456
信用取引資産	36,016	短期借入金	5,268
信用取引貸付金	35,039	商品業務預り証拠金	5,020
信用取引借証券担保金	977	未払法人税等	195
商品業務有価証券	360	訴訟等損失引当金	300
商品業務委託者先物取引差金	611	賞与引当金	161
商品業務短期差入保証金	5,213	その他流動負債	1,428
銀行業務貸付金	25,321	固定負債	2,046
約定見返勘定	12	長期借入金	83
その他流動資産	1,557	繰延税金負債	0
貸倒引当金	724	負ののれん	1,495
固定資産	19,676	退職給付引当金	317
有形固定資産	3,461	その他固定負債	149
建物および構築物	1,737	特別法上の準備金	788
器具備品・運搬具	972	証券取引責任準備金 (証券取引法第51条)	499
土地	735	商品取引責任準備金 (商品取引所法第221条)	289
建設仮勘定	15	負債合計	99,271
無形固定資産	972	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	946	株主資本	[24,841]
その他	26	資本金	12,223
投資その他の資産	15,241	資本剰余金	11,057
投資有価証券	5,774	利益剰余金	2,816
関係会社株式	7,187	自己株式	1,255
その他の関係会社有価証券	98	評価・換算差額等	[256]
長期差入保証金	1,229	その他有価証券評価差額金	446
破産更生債権に準ずる債権	573	固定資産再評価差額金	82
その他投資等	1,033	為替換算調整勘定	108
貸倒引当金	655	新株予約権	8
資産合計	130,694	少数株主持分	6,829
		純資産合計	31,423
		負債・純資産合計	130,694

連結損益計算書

(自平成18年4月1日
至平成19年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
管	業		
受	業	7,951	15,260
ト	入	116	
証	レ	1,030	
銀	セ	5,970	
売	行	191	
金	業		2,606
	業	393	
	業	2,213	
純	業		59
管	業		12,594
管	業		14,860
販	業	2,256	
取	費	7,216	
人	引	1,372	
不	動	1,271	
事	産	580	
減	税	152	
租	引	48	
の	損	300	
貸	取	761	
訴	等	768	
商	品		2,266
そ			2,482
管	業	49	
管	業	1,896	
不	法	175	
持	取	249	
受	の	112	
負	外		284
そ	業	60	
	動	5	
	外	80	
	産	137	
	の		68
特	常		715
特	別	34	
投	資	170	
関	分	8	
持	給	305	
退	付	46	
貸	引	69	
固	資	80	
賞	引		31
	有	149	
	資	31	
	取	158	
	取	191	
	業	334	
	業	391	
	業	79	
	業	40	
	業	57	
	業		818
税	金	551	
法	人	108	
過	税	846	
法	人		1,506
少	数		675
当	期		1,648

連結株主資本等変動計算書

(自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2006年3月31日残高(百万円)	12,223	11,057	5,087	1	28,367
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			614		614
利益処分による役員賞与			1		1
当期純損失			1,648		1,648
自己株式の取得				1,252	1,252
連結子会社増加に伴う増減高			13		13
持分法適用会社の増加に伴う自己株式の増加				2	2
固定資産再評価差額金の取崩			6		6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(百万円)			2,271	1,254	3,526
2007年3月31日残高(百万円)	12,223	11,057	2,816	1,255	24,841

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	固定資産再 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
2006年3月31日残高(百万円)	745		36	782		8,590	37,740
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当(注)							614
利益処分による役員賞与							1
当期純損失							1,648
自己株式の取得							1,252
連結子会社増加に伴う増減高							13
持分法適用会社の増加に伴う自己株式の増加							2
固定資産再評価差額金の取崩							6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,192	82	71	1,038	8	1,760	2,791
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	1,192	82	71	1,038	8	1,760	6,317
2007年3月31日残高(百万円)	446	82	108	256	8	6,829	31,423

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

連 結 注 記 表

連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」(平成18年2月7日法務省令第13号)を適用しているほか「証券会社に関する内閣府令」(平成10年総理府令・大蔵省令第32号)及び「証券業經理の統一について」(平成13年9月28日付日本証券業協会理事会決議)に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 13社

連結子会社はエイチ・エス証券分譲準備(株)、エイチ・エス債権回収(株)、(株)エイチ・エスインベストメント、ハーン銀行(Khan Bank LLC)、日本エムアンドエイマネジメント(株)、エイチ・エス損害保険プランニング(株)、オリエント貿易(株)、オリエント証券(株)、オリエント アセット マネジメントLLC、HSI-HS九州産交投資事業有限責任組合、JHKパートナーファンド、HSIPO投資事業有限責任組合、HSI-VLOH投資事業組合です。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社(17社)

エイチ・エス・アイ投資事業組合、JBC投資事業組合、HSI-PE 1号投資事業組合、HSI-PE 2号投資事業組合、HSI-PE 3号投資事業組合、HSI-PE 4号A投資事業組合、HSI-PE 4号B投資事業組合、HSI-PE 5号投資事業組合、JMAM 1号投資事業組合、JMAMPE 1号投資事業組合、JMAM夢楽章 2章投資事業組合、JMAM Value Driver投資事業組合、JMAM Value Driver 2号投資事業組合、JHK Partner Fund、会津屋ファンド、OFGP Limited、OFGP2 Limited

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、純損益、及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないためであります。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称等 該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 5社

持分法を適用した関連会社は、パワーアセットマネジメントリミテッド、ストラテジックキャピタルパートナーズ(株)、(株)外為どっとコム、九州産業交通ホールディングス(株)、(株)バリュークリエーションです。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称

エイチ・エス・アイ投資事業組合、JBC投資事業組合、HSI-PE 1号投資事業組合、HSI-PE 2号投資事業組合、HSI-PE 3号投資事業組合、HSI-PE 4号A投資事業組合、HSI-PE 4号B投資事業組合、HSI-PE 5号投資事業組合、JMAM 1号投資事業組合、JMAMPE 1号投資事業組合、JMAM夢楽章 2章投資事業組合、JMAM Value Driver投資事業組合、JMAM Value Driver 2号投資事業組合、JHK Partner Fund、会津屋ファンド、OFGP Limited、OFGP2 Limited

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、それぞれ連結当期純利益及び連結利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないからであります。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

イ トレーディングに関する有価証券等

商品有価証券等（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法（売却原価は移動平均法により算出）を採用しております。

ロ トレーディング関連以外の有価証券等

満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のある有価証券については、決算日の市場価額等に基づく時価法（評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）を採用し、時価のない有価証券については、移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産... 定額法を採用しております。

なお、オリエント貿易㈱及びオリエント証券㈱は、定率法を採用しております。但し、オリエント貿易㈱及びオリエント証券㈱は平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しています。

主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物および構築物 3～50年

器具備品・運搬具 3～20年

無形固定資産... 定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金及び準備金の計上基準

貸倒引当金..... 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、在外子会社（ハーン銀行：Khan Bank LLC）は、モンゴル中央銀行の規程に従い、貸付債権については返済期限が経過したものは、合理的基準に基づき引当金計上をしております。

賞与引当金..... 従業員に対する賞与の支払に備えるため、会社所定の計算方法による支給見込額の当期負担額を計上しております。

訴訟等損失引当金... 訴訟等に係る損失に備えるため、当該会社の損失見込額から必要と認められる額を計上しております。

証券取引責任準備金... 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条及び証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。

商品取引責任準備金... 商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

退職給付引当金... 従業員の退職給付に備えるため、各社の退職金規程に基づく当連結会計年度における要支給額を計上しております。なお、オリエント貿易㈱におきましては、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

ロ リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

ハ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法..... 金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象... ヘッジ手段（金利スワップ） ヘッジ対象（借入金）

ヘッジ方針..... 金利リスクの低減のため対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法... 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

ニ のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんは5年間で均等償却しております。

ホ 重要な外貨建の資産又は負債の邦貨への換算基準

在外子会社の資産及び負債は、当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更)

(連結貸借対照表の「純資産の部」の表示に関する会計基準等)

当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、24,585百万円であります。

なお、当連結会計年度における貸借対照表の純資産の部については「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）により作成しております。

[連結貸借対照表の注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,552百万円
 2. 担保に供している資産

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	1,200百万円
長期性預金	500百万円
商品有価証券	1,428百万円
投資有価証券	198百万円
その他の他	9,767百万円

その他の内9,625百万円は、担保として差入を受けた有価証券および信用取引の自己融資見返り株券を信用取引借入金担保として差入れたものであります。

その他金融機関に差し入れている有価証券 331百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,610百万円
信用取引借入金	22,107百万円
社債償還債務の銀行による保証に対する求償債務	300百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式(株)	40,953,500			40,953,500

2. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払

決議	株式の種類	配当の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	614	15	平成18年3月31日	平成18年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの該当事項ありません。

[1株当たり情報の注記]

1. 1株当たりの純資産額 617円40銭
 2. 1株当たりの当期純損失 41円03銭

〔重要な後発事象の注記〕

当社は、連結子会社であるオリエント貿易株式会社との間で平成19年2月26日に同社を完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。同契約に基づき、平成19年4月1日付で株式交換が実施され同社を完全子会社としております。

当社と子会社であるオリエント貿易株式会社は、商品先物取引業等を行っており、本株式交換により同社を当社の完全子会社とすることでグループ全体の連携を深め、当社グループを取り巻く経営環境の変化に迅速に対応できる体制を整備し、より一層の企業体質強化を図るとともに企業価値の向上を目指すことを目的としております。グループ全体の連携を深め、当社グループを取り巻く経営環境の変化に迅速に対応できる体制を整備し、より一層の企業体質強化を図るとともに企業価値の向上を目指すことを目的として、株式交換を実施いたしました。なお、会社法第796条第3項の定めに基づく簡易株式交換のため、当社は株主総会における株式交換契約書の承認決議は受けておりません。

株式交換の概要は、以下のとおりであります。

(1) 株式交換の内容

当社を完全親会社とし、オリエント貿易株式会社を完全子会社といたします。

(2) 株式交換の日

平成19年4月1日

(3) 株式交換比率

オリエント貿易株式会社の普通株式（ただし、当社保有分を除く）1株に対して当社の普通株式0.75株を割当交付いたします。

ただし、当社が保有するオリエント貿易株式会社の普通株式1,708,770株に対しては割り当て交付いたしません。

実施した会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に係る会計基準（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行っております。

第50期 貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	58,927	流動負債	50,579
現金・預金	3,720	信用取引負債	24,272
預託金	22,914	信用取引借入金	22,107
顧客分別金信託	22,881	信用取引貸証券受入金	2,164
その他の預託金	33	預り金	12,416
トレーディング商品	1,540	受入保証金	9,565
商品有価証券等	1,540	短期借入金	4,000
信用取引資産	29,495	前受収益	3
信用取引貸付金	28,685	未払金	59
信用取引借証券担保	810	未払費用	136
立替金	17	未払法人税等	89
約定見返勘定	12	賞与引当金	35
短期貸付金	850	固定負債	218
その他流動資産	447	退職給付引当金	118
貸倒引当金	72	その他固定負債	100
固定資産	16,079	特別法上の準備金	451
有形固定資産	127	証券取引責任準備金 (証券取引法第51条)	450
建物	57	商品取引責任準備金 (商品取引所法第221条)	0
器具備品	69		
無形固定資産	785	負債合計	51,249
電話加入権	13	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	767	株主資本	24,147
その他	4	資本金	12,223
投資その他の資産	15,166	資本剰余金	11,057
投資有価証券	547	資本準備金	11,057
関係会社株式	8,843	利益剰余金	2,119
その他の関係会社有価証券	5,258	その他利益剰余金	2,119
出資金	4	繰越利益剰余金	2,119
長期差入保証金	373	自己株式	1,253
破産更生債権に準ずる債権	573	評価・換算差額等	389
長期前払費用	0	その他有価証券評価差額金	389
その他投資等	0	純資産合計	23,757
貸倒引当金	434		
資産合計	75,007	負債・純資産合計	75,007

第50期 損益計算書

(自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		3,925
受入手数料	2,707	
入金	341	
入金	876	
入金		290
営業費用		3,634
販売費		4,286
取引関係	1,093	
人事関係	1,686	
不動産関係	299	
減価償却	775	
租税	231	
その他	85	
その他	114	
営業損失		651
営業外収益		377
不動産賃貸	57	
関係会社貸付	36	
受取配当	44	
投資組合	197	
その他	41	
営業外費用		295
不動産賃借	60	
投資組合	209	
その他	24	
経常損失		569
特別利益		80
投資有価証券	2	
関係会社	24	
倒引損	54	
特別引責		460
証券取引	334	
固定資産	27	
過有価証	51	
その他	40	
その他	7	
その他	0	
税引前当期純損		949
法人税、住民税	12	
過法人税	108	
法人税	128	
その他		250
当期純損		1,200

第50期 株主資本等変動計算書

(自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
前 期 末 残 高	12,223	11,057	11,057	3,934	3,934	1	27,213
当 期 変 動 額							
剰余金の配当				614	614		614
当期純損失				1,200	1,200		1,200
自己株式の取得						1,252	1,252
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計				1,814	1,814	1,252	3,067
当 期 末 残 高	12,223	11,057	11,057	2,119	2,119	1,253	24,147

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
前 期 末 残 高	230	230	27,443
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			614
当期純損失			1,200
自己株式の取得			1,252
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	619	619	619
事業年度中の変動額合計	619	619	3,686
当 期 末 残 高	389	389	23,757

個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）を適用しているほか「証券会社に関する内閣府令」（平成10年総理府令・大蔵省令第32号）及び「証券業經理の統一について」（平成13年9月28日付日本証券業協会理事会決議）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) トレーディング（売買目的有価証券）に関する有価証券等

商品有価証券等（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引については、時価法（売却原価は移動平均法により算出）を採用しております。

(2) トレーディング関連以外の有価証券等

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のある有価証券については、決算日の市場価額等に基づく時価法（評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）を採用し、時価のない有価証券については、移動平均法による原価法を採用しております。なお投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の計算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産..... 定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

器具備品 3～20年

無形固定資産..... 定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金及び準備金の計上基準

貸倒引当金..... 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金..... 従業員に対する賞与の支払に備えるため、会社所定の計算方法による支給見込額の当期負担額を計上しております。

退職給付引当金... 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく期末における自己都合による退職給付債務を計上しております。また、当社は日本証券業厚生年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。

証券取引責任準備金... 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条及び「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。

商品取引責任準備金... 商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
- (2) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入金
ヘッジ方法
金利リスクの低減のため対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
ヘッジ有効性評価の方法
特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- (4) 外貨建ての資産及び負債の処理方法
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計方針の変更)

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。

従来の資本の部の合計に相当する金額は23,757百万円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については「会社計算規則」(平成18年2月7日法務省令第13号)により作成しております。

[貸借対照表の注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 181百万円
2. 退職給付引当金
退職給付債務(期末自己都合要支給額) 118百万円
3. (1) 担保に供している資産
商品有価証券 1,428百万円
投資有価証券 38百万円
その他 9,767百万円
その他の内9,625百万円は、担保として差入を受けた有価証券及び信用取引の自己融資見返り株券を信用取引借入金の担保として差入れたものであります。
その他金融機関に差し入れている有価証券が331百万円あります。
- (2) 担保に係る債務
短期借入金 1,610百万円
信用取引借入金 22,107百万円
4. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
短期金銭債権 850百万円

[損益計算書の注記]

関係会社との取引額

営業取引による取引高 11百万円

営業取引以外の取引高 177百万円

[株主資本等変動計算書の注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	2,275	1,103,000		1,105,275

注1：当期増加自己株式数は、取締役会に基づく自社株式買付によるものであります。

[税効果会計の注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	273百万円
証券取引責任準備金	183百万円
退職給付引当金	48百万円
投資有価証券(ストックオプション行使)	114百万円
投資組合損失	58百万円
システム障害損害否認	75百万円
証券事故損失	136百万円
有価証券評価差額金	158百万円
その他	100百万円
繰延税金資産小計	1,149百万円
評価性引当額	1,149百万円
繰延税金資産合計	百万円

[リースにより使用する固定資産の注記]

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額
(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	41	18	22

(2) 事業年度の末日における未経過リース料期末残高相当額

1年内 8百万円

1年超 14

合計 23

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 9百万円

減価償却費相当額 8

支払利息相当額 1

[関連当事者との取引の注記]

属性	会社等の 名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子 会 社	㈱エイチ・エ スインベスト メント	30	ベンチャ ーキャピ タル業務	直接 所有 100	兼任 1名		受取 利息	12	短期 貸付金	850
	オリエント買 易㈱	1,210	商品先物 取引業務	直接 所有 70.6			受取 利息	23	長期 貸付金	(注)
関 連 会 社	パワーアセッ ト・マネジメ ントリミテッド	50	投資信託 業務	間接 所有 50	兼任 1名		投資 顧問料	51	未収 収益	2

(注) オリエント貿易㈱の資金の貸付については、当事業年度中に一括返済を受けております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は2年～5年、期限一括又は分割返済としております
2. 投資顧問料については、当社所定の基準に基づき、一般的取引条件と同様に決定しております。
3. 上記の取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

[1株当たり情報の注記]

1. 1株当たり純資産額 596円21銭
2. 1株当たりの当期純損失 29円86銭

[重要な後発事象の注記]

1. 当社は、平成18年9月19日開催の取締役会において、経営の機動性や意思決定の迅速性を確保し、急激な環境変化にも対応できる経営組織構築を目的として、持株会社へ移行することを決議いたしました。

これを受けて、当社は、同年9月28日付でエイチ・エス証券分割準備株式会社を設立し、同年12月14日付で、同社と、同社に証券業、投資顧問業、金融先物取引業、商品先物取引業等を包括的に承継させる吸収分割契約書を締結いたしました。吸収分割契約書は、平成19年2月23日開催の臨時株主総会において承認されております。

平成19年4月1日付で、当社は、新たに設立した子会社「エイチ・エス証券分割準備株式会社」に対して、会社分割（当社を分割会社、当該子会社を承継会社とする吸収分割）により従来営んでいた、証券業、投資顧問業、金融先物取引業、商品先物取引業等の事業を包括的に承継させました。

また、これと同時に当社は、「エイチ・エス証券株式会社」から「澤田ホールディングス株式会社」に当該子会社は「エイチ・エス証券分割準備株式会社」から「エイチ・エス証券株式会社」にそれぞれ商号を変更し、同日をもって持株会社制へ移行いたしました。

本吸収分割は、企業結合に係る会計基準（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行っております。

2. 当社は、連結子会社であるオリエント貿易株式会社との間で平成19年2月26日に同社を完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。同契約に基づき、平成19年4月1日付で株式交換が実施され同社を完全子会社としております。

当社と子会社であるオリエント貿易株式会社は、商品先物取引業等を行っており、本株式交換により同社を当社の完全子会社とすることでグループ全体の連携を深め、当社グループを取り巻く経営環境の変化に迅速に対応できる体制を整備し、より一層の企業体質強化を図るとともに企業価値の向上を目指すことを目的としております。グループ全体の連携を深め、当社グループを取り巻く経営環境の変化に迅速に対応できる体制を整備し、より一層の企業体質強化を図るとともに企業価値の向上を目指すことを目的として、株式交換を実施いたしました。なお、会社法第796条第3項の定めに基づく簡易株式交換のため、当社は株主総会における株式交換契約書の承認決議は受けておりません。株式交換の概要は、以下のとおりであります。

(1) 株式交換の内容

当社を完全親会社とし、オリエント貿易株式会社を完全子会社といたします。

(2) 株式交換の日

平成19年4月1日

(3) 株式交換比率

オリエント貿易株式会社の普通株式（ただし、当社保有分を除く）1株に対して当社の普通株式0.75株を割当交付いたします。

ただし、当社が保有するオリエント貿易株式会社の普通株式1,708,770株に対しては割り当て交付いたしません。

実施した会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に係る会計基準（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準委員会平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行っております。

独立監査人の監査報告書

平成19年5月23日

澤田ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 樽 本 修 平 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 清 吾 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、澤田ホールディングス株式会社（旧会社名 エイチ・エス証券株式会社）の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、澤田ホールディングス株式会社（旧会社名 エイチ・エス証券株式会社）及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成19年5月23日

澤田ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 樽 本 修 平 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田 中 清 吾 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、澤田ホールディングス株式会社（旧会社名 エイチ・エス証券株式会社）の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は平成19年4月1日付で、子会社に対して、会社分割により、証券業、投資顧問業、金融先物取引業、商品先物取引業等の事業を包括的に承継させている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査に実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の調査をいたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度の係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月25日

澤田ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 櫻井幸男 ㊟

監査役 朝日純 一 ㊟

監査役 蛭子 優 ㊟

監査役 松川辰彦 ㊟

(注) 監査役 櫻井幸男、朝日純一及び蛭子優は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 澤田ホールディングスグループ戦略として、将来の業務展開を鑑み、第2条（目的）に新たな事業を追加するものであります。
- (2) 公告の方法について、周知性の向上及び経営の合理化を図るため、現行定款第4条（公告の方法）につき所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
- (3) 「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）の施行の日をもって、「証券取引法」（昭和23年法律第25号）が「金融商品取引法」に改組されることに伴い、以下の理由により、定款を変更するものであります。

第2条第1号第1項：証券取引法の名称が「金融商品取引法」に改められることに対応するものであります。

第2条第1号第2～5項：証券業の名称が「金融商品取引業」に改められるとともに、有価証券関連以外のものも含むデリバティブ取引若しくは集団投資スキーム持分等の自己募集を業として行うこと、投資助言・代理業、投資運用業及び有価証券等管理業務等が新たに業の対象に追加されたことに対応するものであります。

なお、上記、 の変更およびそれに伴う第2条第1号第6項以降の項の繰上げは、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）の施行の日をもって行われるものとします。

2. 変更の内容は下記のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。
(1) 次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務。	(1) 次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務。
<u>1. 証券取引法に規定する証券業</u>	<u>1. 金融商品取引業法に規定する金融商品取引業</u>
<u>2. 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託委託業</u>	(削除)
<u>3. 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人資産運用業及び資産保管会社に係る業務</u>	(削除)
<u>4. 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に規定する投資顧問業又は投資一任契約に係る業務</u>	(削除)
<u>5. 金融先物取引法に規定する通貨の売買又はその媒介、取次ぎもしくは代理にかかる業務</u>	(削除)
<u>6. 商品取引所法に規定する商品取引所法</u>	<u>2. 商品取引所法に規定する商品取引所法</u>
7～16. (省略)	(以下、4項ずつ繰り上げ)
(新設)	<u>17. 不動産取引に関する業務</u>
(2)	(2)
1～2. (省略)	1～2. (現行どおり)
(公告の方法)	(公告の方法)
第 4 条 当社の公告は <u>日本経済新聞に掲載して、これを行う。</u>	第 4 条 当社の公告は <u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。</u>

第2号議案 取締役1名選任の件

当社経営陣強化のため取締役1名を増員することとし、選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
<p style="text-align: center;">鈴 江 敬 志 (昭和36年1月16日生)</p>	<p>昭和58年4月 株式会社横浜銀行入行 平成11年1月 フューチャーフィナンシャルストラテジー株式会社入社 平成13年2月 三井住友海上キャピタル株式会社入社 平成15年6月 有限会社ベルエイトパートナーズ入社 平成16年1月 ストラテジックキャピタルパートナーズ株式会社入社 平成17年11月 当社(旧エイチ・エス証券株式会社)入社 投資戦略部長 平成17年11月 九州産業交通株式会社(現九州産業交通ホールディングス株式会社)監査役(現) 平成18年6月 オリエント貿易株式会社取締役(現) 平成18年11月 エイチ・エス債権回収株式会社代表取締役(現) 平成19年4月 当社執行役員投資戦略部長(現)</p>	<p style="text-align: center;">0株</p>

(注) 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役朝日純一、蛭子優の両氏は、本総会の終了の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名を選任するものであります。

なお、監査役候補者 梅田常和氏は、監査役 蛭子優氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了すべきときとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
梅 田 常 和 (昭和20年 8 月22日生)	平成7年4月 公認会計士梅田会計事務所開設同事務所所長(現) 平成11年1月 株式会社エイチ・アイ・エス監査役就任(現) 平成11年3月 当社(旧エイチ・エス証券株式会社)監査役就任(平成16年6月退任) 平成12年6月 株式会社タカラトミー(旧株式会社トミー)監査役就任(現) 平成12年6月 株式会社ハーバー研究所監査役就任(現)	44,000株

- (注) 1. 梅田常和氏は、社外監査役の候補者であります。
2. 梅田常和氏は、会計の専門知識と経験を有し、客観的な立場から当社の経営を監査されることが期待されるものであります。
3. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを目的とし、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役及び使用人

3. 新株予約権の発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式200,000株を上限とする。

各新株予約権の目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権の総数

2,000個を上限とする。

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は新株予約権の発行日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における大阪証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該価格が新株予約権発行日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

また、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）附則第6条第1項の規定の基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済み株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月1日から平成27年6月30日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権を行使するにあたり、当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役及び使用人であることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人が新株予約権割当契約書に定めるところにより権利を行使できるものとする。

そのほかの権利行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金準備金の額は、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の取得条項

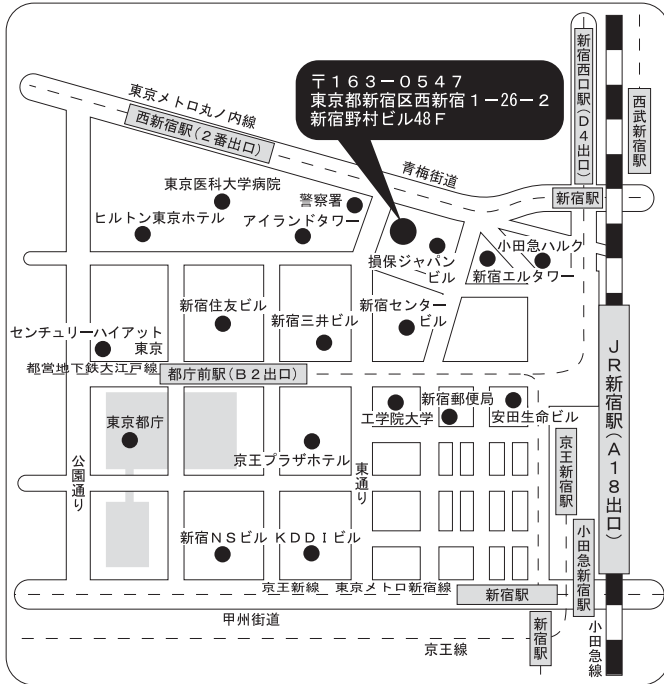
新株予約権者が権利行使をする前に(6)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権について当社はこれを無償で取得することができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

以上

定時株主総会会場ご案内図



会 場 東京都新宿区西新宿1丁目26番2号
新宿野村ビル48F
野村コンファレンスプラザ
TEL：03-3348-6513

最 寄 駅 新宿駅西口徒歩7分
地下鉄丸の内線西新宿駅徒歩4分